

②-2 浸水被害



本会は付近を流れる千曲川より離れた場所に位置しており、洪水浸水想定区域には指定されていない。

しかしながら、事務所への通勤等に使う主要道路である主要地方道梓山海ノ口線の一部が洪水、浸水被害が予想されており、また、千曲川に架かる大深山橋の崩落も考えられることから時間帯によっては帰宅困難な状態に陥ることや通勤困難な状態に陥り、業務に支障をきたすことが考えられる。

③地震（j-SHISデータ 2020 より）

③-1 商工会の位置と活断層分布



川上村周辺の活断層は、西側に南北に縦断する糸魚川-静岡構造線断層帯の中北部、中南部、南部が連続している。

また、北東側には深谷断層帯、東南側には越生断層、立川断層帯が連なっている。

③-2 川上村及び近郊の南海トラフ大地震における震度

今後の地震被害を想定していく上で最大の脅威として考えられるのが、今後 30 年の発生確率 74.3%、50 年の発生確率 93.8%の『南海トラフ地震』である。想定される川上村の震度は 5 弱～5 強とされている。

気象庁震度階級関連解説表によれば、震度 5 弱～5 強の地震による建物の倒壊の恐れはないものの、棚や窓ガラスの破損の危険性があり、建物内部におけるキャビネット等の収納棚の転倒や割れた窓ガラスによる被害等に十分注意する必要がある

④感染症

ワクチンやマスクによる「咳エチケット」の普及により新型コロナウイルス感染症の猛威は比較的収まりを見せてきたものの、予断を許さない状況である。また、秋から冬にかけてはインフルエンザウィルスの流行も懸念され、高齢者が多い川上村においては多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

⑤その他

令和元年東日本台風の際は県道梓山海ノ口線の千曲川にかかる男橋が千曲川の増水によって川底が削られ、橋脚が沈下する被害が出ており、通勤、通学等付近の住民の生活にも影響を及ぼした。

(2) 商工業者の状況

川上村商工会管内事業所数（経済センサスを基にした長野県商工会連合会調査資料）

○商工業者数 223人

業種	事業者数	立地状況
卸・小売業	62	村内に広く分散。
飲食・宿泊・サービス業	36	御所平地域、原地域を中心に広く分散
製造業	8	居倉地域、原地域に点在
建設業	61	御所平地域を中心に広く分散。
その他	56	村内に広く分散。
合計	223	

2 これまでの取組

ア) 川上村の取組

①川上村国土強靱化地域計画策定

国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95条）に基づき、川上村に係る災害に関し、消防団員の確保と定期的な訓練による消防力の確保、防災拠点の整備、護岸の改良、住民参加型の避難訓練の定期的な実施等を推進方針と定め、災害時において被害を最小限に抑え速やかに復興できるよう、村民、訪れた滞在者含め今後起こりうる災害をイメージし、事前の備えに取り組むことを目的として策定された。

②川上村耐震改修促進計画策定

平成18年1月26日に改正された、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条に基づき、対象の建築物の耐震化を促し、地震による人的・経済的被害の軽減を目的として策定された。村内における住宅の耐震化率は平成30年時点においては81.1%であり、令和7年までに耐震化率を90%にすることを目標と定めている。また、目標の達成に向け住宅所有者等に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、耐震改修事業者の技術力向上に係る取組及び村民への周知啓発の実施を図るとともに、住宅所有者等の経済的負担の軽減を図り、住宅の耐震化を促進することを目的とした「川上村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」も行われた。

③川上村土砂災害ハザードマップ

千曲川等の河川がはん濫した場合の浸水想定区域、土砂災害の発生時における村内全ての危険箇所を示すとともに指定避難場所や防災対策の拠点となる施設を掲載したハザードマップを策定した。川上村HPより閲覧が可能。

④防災行政無線の設置

村内において62機の屋外防災無線機が設置され、個別受信機が各家庭に配布されている。

⑤川上村新庁舎・交流防災センターの設立

役場施設の老朽化、災害対応の面での機能不足等の理由により新庁舎とともに交流防災センターが建設された。交流防災センターは普段はサークル活動など村民のコミュニティスペースとして機能しているが、災害が発生した際には避難スペースとして活用できる大会議室も設けられている。

イ) 当会の取組

①小規模事業者等の損害保険加入促進

長野県火災共済協同組合の共済商品等各種災害に係る共済や保険商品のパンフレットやチラシを会員宛に送付するなど加入促進を行っている。

②BCPに関する講習会への参加

商工会連合会で行われたBCPに関する講習会に参加し、危機管理マニュアルの作成方法等の講義を受けた。

2 課題

現状、会員に対するアクションとしては共済商品の加入促進による取組しか行えていない状況である。共済商品の加入促進とともにその他様々な方法で会員事業者に対する周知行っていくことが必要となっている。またそれに併せて商工会職員の知識や能力の向上も今後の大きな課題となっている。

①会員事業者に対する積極的な周知

会員事業者に対する周知をより積極的に行っていく必要がある。現状では共済加入の促進だけであるが、BCPに関する通知等を送付するといったことや専門家によるセミナーなど様々な方法で周知していく。

②自治体との連携体制強化

川上村との連絡体制が不十分。発災時から復興支援開始までに、具体的な体制整備も図れていない。

③職員個々の策定支援スキルの習得

職員のBCPに対する知識やスキルが不十分な点があり、会員への周知とともに職員向けのセミナー等の参加や専門家による指導等による職員全体の能力や知識の習得・習熟が急務となっている。

3 目標

①BCP等策定支援の推進強化

広報活動を継続・強化し、管内小規模事業者に対してリスク対策の重要性を認識させる。併せて、BCPや事業継続力強化計画策定の個社支援を積極的に行っていく。

②自治体との連携体制の強化

発災後、速やかに復興支援が行えるよう役場等との報告ルートを構築、情報共有等を平時より行っていく。

③職員のスキルアップと情報共有

セミナーへの参加や外部講師による講習会を通じてBCP策定等に関する知識の研鑽を積み、知識とスキルの向上に努めていく。また、職員間の情報交換等も定期的に行っていく。

④感染症対策強化

新型コロナウイルス感染症を含む感染症のリスクを認識させるため、通知等書面による情報発信、村内外でのセミナー等の実施やセミナーへの参加促進等を行う。また、売上減少など感染症にかかった際のリスク軽減のため休業補償のある共済や保険商品の斡旋、国の施策等を紹介し、感染症対策のサポートを行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和7年1月1日～令和11年12月31日)

5 事業継続力強化支援計画の内容

当会と川上村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

多発する自然災害などの経営リスクから管内事業所を守り事業継続を支援するために、当会と川上村において本計画を把握並びに整理し、発災時に混乱なく応急対策、速やかな復旧支援等に取り組めるようにする。

ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・外部講師によるセミナーや巡回連絡の際などハザードマップを用いて、村内の危険箇所や被害想定、各事業者の避難場所の確認を行い、自然災害のリスク等を再確認してもらうとともにリスク軽減のための県や国の施策の紹介や共済、保険の商品等の加入促進を行う。
- ・県や国からの情報に関して会員向けの通知やホームページ等を活用して随時情報発信を行い、BCPの重要性を事業者認識させる。
- ・小規模事業者に対し、BCPの取組事例を紹介するとともに、実際に取組の推進や訓練等について指導やアドバイスをを行い、サポートを行う
- ・BCPに関する専門家を招集しセミナーを開催し、地域の事業者のBCPに対する認識、知識の習得、向上を目指す。また、近隣市町村においてセミナー等が開催される場合は紙面による通知、ホームページ等などの方法によって周知を行う。
- ・自然災害だけでなく新型コロナウイルス等の感染症によるリスクについても専門家等を通じて周知していく。
- ・国や県による施策や休業補償のある保険や共済の周知、斡旋を行い、新型コロナウイルス等感染症による被害を最小限に抑えられるよう指導やアドバイスをを行い、様々なかたちでサポートしていく

イ 商工会事業継続計画の作成

- ・当会は、令和6年に「川上村商工会危機管理マニュアル」を策定（別添）

ウ 関係団体等との連携

- ・協力体制にある保険会社に専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・「長野県BCP策定支援プロジェクト」などの国や県の施策を活用しBCP策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。
- ・感染症対策に関しては、リスクファイナンス対策として感染症特約付きの休業保険などの各種保険の紹介等も行っていく。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

エ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認をする。
- ・川上村と当会は、BCP等の策定状況の確認や改善点等を協議する会議を定期的開催する。

オ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（令和元年東日本台風・震度5強の地震と同規模）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に役職員ならびに家族の安否報告を行う。
- ・安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（建物被害や道路状況等）を当会と川上村で共有する。
- ・国内感染者発生後には職員の体調確認を行うとともに事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、川上村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

- ・当会と川上村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・豪雨において、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤を見送り職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。
（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

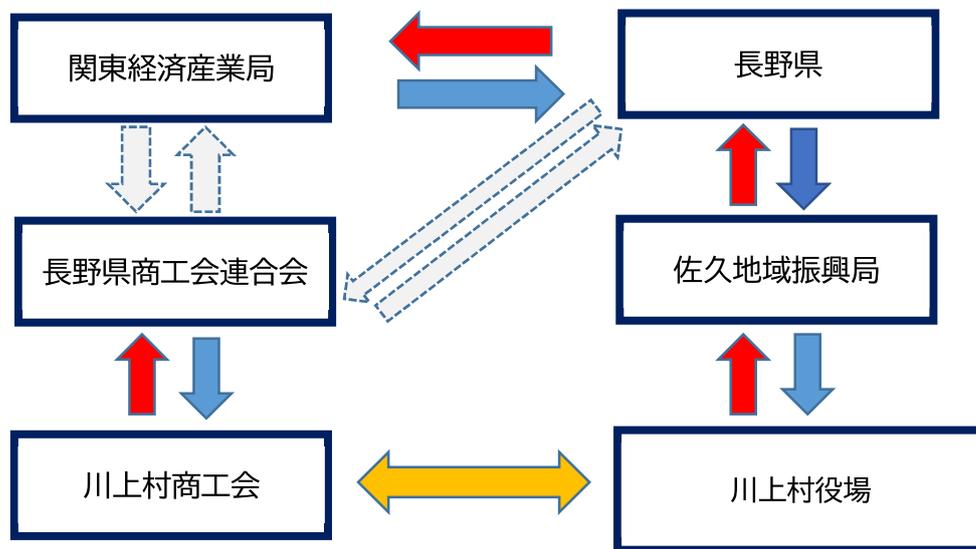
※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と川上村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1 週間	1 日に 1 回以上共有する
2 週間～1 ヶ月	1 週間に 1 回以上共有する
1 ヶ月以降	適時、共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・2 次被害を防止するため、会長の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ・当会と川上村で共有した災害情報を長野県佐久地域振興局へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県からの情報や方針に基づき、当会と川上村が共有した情報を長野県佐久地域振興局商工観光課へ報告する。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、川上村と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・長野県の方針に従い復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を長野県商工会連合会等に相談する。

(別表 2)

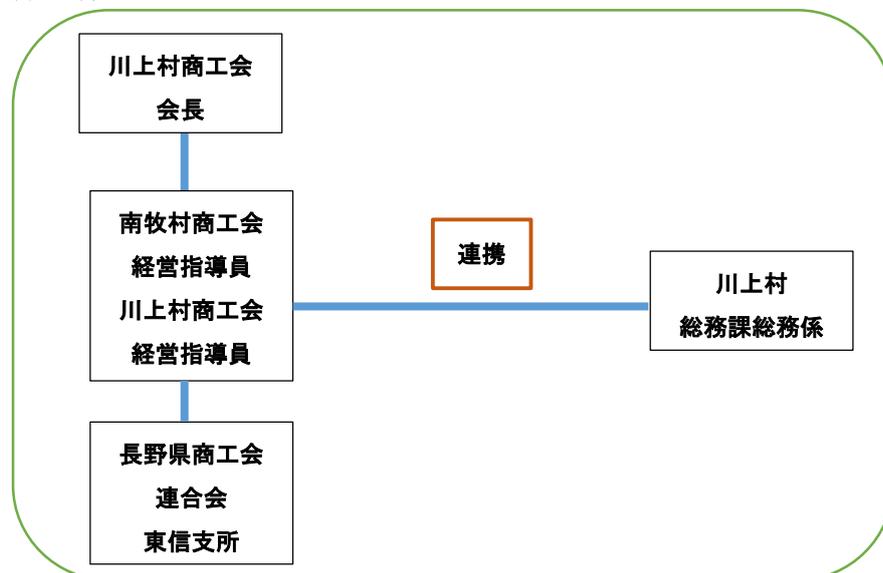
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 11 月現在)

1 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

- 氏名：高見澤 崇男
- 連絡先：後述 (3) のとおり

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 商工会／商工会議所

川上村商工会
〒384-1405 長野県南佐久郡川上村大深山 542
T E L 0267-97-2260 F A X 0267-97-3150
E - m a i l kawakami-soko@smile.ocn.ne.jp

南牧村商工会
〒384-1302 長野県南牧村海ノ口 966-17
T E L 0267-97-2260 F A X 0267-97-3150
E - m a i l m-shoko@minamimaki.or.jp

(2) 関係市町村

川上村役場 総務課総務係
〒384-1405 長野県南佐久郡川上村大深山 525
T E L 0267-97-2121 F A X 0267-97-2125

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額		(単位 千円)					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
必要な資金の額	150	350	350	350	350	300	
専門家派遣費		50	50	50	50	40	
セミナー開催費		100	100	100	100	90	
パンフ等作成費	50	50	50	50	50	40	
郵送代	100	100	100	100	100	90	
防災・感染対策費		50	50	50	50	40	

2 調達方法

- 会費収入
- 長野県補助金
- 上田市補助金
- 事業収入等

